

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援 給付金（追加）（7万円/1世帯）のご案内

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（追加）**（1世帯あたり7万円）**は、住民税非課税世帯、均等割のみ課税世帯や令和5年1月から12月までに予期せず家計が急変した世帯を支援する給付金です。

給付金の支給額

1世帯あたり **7万円**（1回限り）

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

基準日（令和5年12月1日）時点で小金井市に住民登録がある、世帯全員の

①令和5年度「住民税均等割が非課税」の世帯

②令和5年度「住民税均等割のみ課税」の世帯

申請時点かつ基準日（令和5年12月1日）時点で小金井市に住民登録がある、

③**予期せず**令和5年1月～12月の収入が減少し「住民税が所得割非課税相当」の収入となった世帯（**家計急変世帯**）

以下に該当する世帯は除きます。

○既に他自治体で7万円の給付を受けている世帯

○租税条約に基づく住民税の免除を届け出ている方がいる世帯

○令和5年度住民税課税者に税法上扶養されている住民税非課税世帯

（例）・親（課税）に扶養されている大学生の単身世帯（非課税）

・子（課税）に扶養されている両親世帯（非課税）など



申請の有無（世帯の状況により異なります）

ア 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（3万円）を世帯主の本人名義で受給した世帯

イ **ア**以外で対象と思われる世帯（例）電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（3万円）を受給していない世帯等

ウ 住民税均等割のみ課税世帯、家計急変世帯等

支給のお知らせが届きます

確認書または申請書が届きます **（要返送）**

申請が必要です

【申請期限】令和6年5月15日まで

【申請期限】令和6年5月15日まで

支給までの流れ・提出期限・支給時期の詳細は裏面をご確認ください。

支給までの流れ・提出期限・支給時期

小金井市から世帯の状況に応じて
支給のお知らせ、確認書または申請書を送付

「支給のお知らせ」が届いた世帯

※1月中旬より市から発送

「確認書」が届いた世帯

※1月下旬市から発送

「申請書」が届いた世帯

※2月上旬市から発送

- ・予期せず令和5年1月～12月の収入が減少し「住民税が所得割非課税相当」の収入となった世帯（家計急変世帯）
- ・住民税均等割のみ課税世帯等

提出期限

内容の変更がなければ**手続き不要**

※口座の変更、受給の辞退は支給のお知らせに記載の期日までにコールセンターへ

口座情報等を確認の上
5月15日(水)までに返送



必要となる提出書類と併せて
5月15日(水)までに返送



申請書様式を市ホームページからダウンロード

提出書類と併せて**5月15日(水)**までに下記の窓口に提出（郵送可）

支給時期

【2月中旬】口座振り込み

不備のない書類を、市が受理した日から
おおむね**30日後**に口座振り込み

お問合せ先 小金井市価格高騰重点支援給付金（追加）担当

【コールセンター】

TEL: 042-316-1220

FAX: 042-316-1222 (聴覚障がいのある方など)

【相談・受付窓口】

小金井市前原暫定集会施設 1階

(小金井市前原町3-33-27)

【受付時間】

○相談・受付窓口は、平日 午前9時から午後5時まで

○コールセンターは、平日 午前9時から午後5時まで

※相談・受付窓口・コールセンターは、土・日・祝日を除く



電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

